

政治分野への男女共同参画を推進するための法整備を求める意見書

今年には女性参政権行使から 71 年になる。しかし、列国議会同盟（IPU）の世界女性国会議員データ（2016 年 11 月 1 日現在）によると、世界全体で女性議員の割合は、下院 23.0%、上院 22.4%であるが、日本は衆議院 9.3%（193 カ国中 159 位）、参議院 20.7%（77 カ国中 41 位）と極めて低い現状にある。

地方議会においても女性議員は 14.6%に過ぎず（2017 年 3 月現在）、女性議員が一人もいない「女性ゼロ議会」は、20.6%（2015 年 6 月現在）にも上っている。

社会経済情勢が大きく揺れ動き、働きがいのある人間らしい仕事の確立、少子化、高齢社会、社会保障、食糧・環境問題など重要な政治課題について、公平で持続的な施策が求められるなか、政策決定の場に女性の参画は不可欠である。また、現政府は、女性の活躍推進を大きく掲げており、女性議員の増加はまさに焦眉の課題にほかならない。

諸外国に目を向けると、女性の議員を増やすための法制度を整備している国々は、目覚ましい効果をあげており、日本も学ぶべきである。よって、国会及び政府に対し、次の事項を要望する。

記

- 1 国・自治体の両議会において、女性議員の増加を促し、政策の立案・決定に男女が共同して参画する機会を確保する「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を速やかに進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 16 日

広島県府中市議会